

市第79号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜国際プール	中区尾上町6丁目81番地	横浜市スポーツ協会・コナミスポーツ・トーリツグループ 代表者 公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山 口 宏	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
横浜市鶴見スポーツセンター	同	公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山 口 宏	同
横浜市神奈川スポーツセンター	神奈川区幸ヶ谷4番地	C S Y 共同事業体 代表者 特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ 理事長 関 口 力	同
横浜市西スポーツセンター	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号	東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体 代表者 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 栗辻 稔泰 社 長	同
横浜市中スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山 口 宏	同

市第 79 号

横浜市南スポーツセンター	東京都品川区東品川4丁目10番1号	みなみスポーツ共創パートナーズ 代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 有坂 順一	同
横浜市港南スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山口 宏	同
横浜市保土ヶ谷スポーツセンター	保土ヶ谷区川島町522番地の3	横浜FC・シンコースポーツ・相鉄企業共同事業体 代表者 株式会社横浜フリエスポーツクラブ 代表取締役社長 上尾 和大	同
横浜市旭スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山口 宏	同
横浜市磯子スポーツセンター	同	同	同
横浜市金沢スポーツセンター	同	同	同
横浜市港北スポーツセンター	東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号	シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体 代表者 シンコースポーツ株式会社 代表取締役社長 石崎 健太	同
横浜市緑スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山口 宏	同
横浜市都筑スポーツセンター	同	同	同
横浜市戸塚スポーツセンター	同	同	同

横浜市泉スポーツセンター	同	同	同
横浜市瀬谷スポーツセンター	同	同	同

提 案 理 由

横浜国際プール等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

横浜市スポーツ協会・コナミスポーツ・トーリツグループ

プの構成員

- 1 中区尾上町 6 丁目 81 番地
公益財団法人横浜市スポーツ協会
会長 山 口 宏
- 2 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号
コナミスポーツ株式会社
代表取締役社長 有 坂 順 一
- 3 東京都葛飾区東立石 2 丁目 14 番 12 号
株式会社トーリツ
代表取締役社長 高 垣 利 明

C S Y 共同事業体の構成員

- 1 神奈川県幸ヶ谷 4 番地
特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ
理事長 関 口 力
- 2 東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 1 番 1 号
シンコースポーツ株式会社
代表取締役社長 石 崎 健 太
- 3 保土ヶ谷区川島町 522 番地の 3
株式会社横浜フリエスポーツクラブ
代表取締役社長 上 尾 和 大

東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体の構

成 員

- 1 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 10 番 8 号

株式会社東急スポーツオアシス

代表取締役社長 栗 辻 稔 泰

- 2 東京都中野区東中野 3 丁目 18 番 12 号

株式会社日本水泳振興会

代表取締役社長 坂 元 要

みなみスポーツ共創パートナーズの構成員

- 1 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号

コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長 有 坂 順 一

- 2 大阪府中央区南船場 2 丁目 3 番 2 号

イオンデイライト株式会社

代表取締役社長 濱 田 和 成

横浜 F C ・ シンコースポーツ ・ 相鉄企業共同事業体の構

成 員

- 1 保土ヶ谷区川島町 522 番地の 3

株式会社横浜フリエスポーツクラブ

代表取締役社長 上 尾 和 大

- 2 東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 1 番 1 号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役社長 石 崎 健 太

- 3 西区北幸二丁目 9 番 14 号

相鉄企業株式会社

代表取締役社長 佐 武 宏

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事

業体の構成員

- 1 東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 1 番 1 号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役社長 石 崎 健 太

- 2 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 2 号

東急プロパティマネジメント株式会社

代表取締役社長 木 原 恒 雄

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）